

## 平成29年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱：概要

### 1 対象者

- ① 平成29年4月1日以降に住宅及び住宅取得のための土地を取得した者
- ② 平成30年2月28日までに新住所に住民登録をし、定住を始めること。
- ③ 居住開始の日から、5年以上継続して定住すること。
- ④ 購入に係る契約の相手方が三親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 国、県、市等からの移転補償や建物建築のための損害補償等を受けての建築、購入ではないこと。
- ⑥ 納期の到来した市税等の滞納がないこと。
- ⑦ 三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

### 2 対象住宅

- ① 一戸建ての家屋で居住部分が50%以上であること。
- ② 建築基準法等関係法令に基づく措置が講じられていること。

### 3 助成額

区 分	取得費用に対する助成割合	上限等
新築住宅の取得費用	5%	市内に本店を有する事業者・個人事業者 100万円 上記以外 50万円
新築住宅以外の住宅の取得費用	10%	50万円
住宅取得に伴う土地の取得費用	10%	100万円
助成加算（併用可能）	平成29年度内に市外から転入した方（ただし、平成28年10月1日以降に三沢市から転出した方で、平成30年3月31日までに転入した方は除く。）	50万円加算
	平成29年4月1日現在 40歳未満	50万円加算

(例1) 市外から転居した者で助成最高額となるケース

- ・ 基準日以降に市外から三沢市に転入
- ・ 土地を取得し新築住宅を建築又は購入
- ・ 市内事業者での施工
- ・ 基準日現在40歳未満

土地購入費1,000万円以上、住宅建築費2,000万円以上

土地購入費助成 住宅建築費助成 市外からの転入 40歳未満 最高額  
100万円 + 100万円 + 50万円 + 50万円 = 300万円

#### 4 実績報告及び助成額の確定

事業完了日から30日を経過した日、または平成30年2月28日までに、関係書類を添えて報告書を提出

書類審査及び現地確認等を行い、助成額を確定し、申請者に通知する。

#### 5 助成金の請求及び返還

- ① 請求 通知を受けてから請求書を提出
- ② 返還 以下の事由による場合に助成金の20%から100%の範囲で返還を命ずる。

事由	返還すべき助成金の額
偽りその他不正な手段により交付を受けたとき	100%
取得した住宅を5年未満で貸与、売却、譲渡のいずれかをしたとき	1年未満 100%
	1年以上2年未満 80%
	2年以上3年未満 60%
	3年以上4年未満 40%
4年以上5年未満 20%	
交付の確定を受けた日から5年未満で居住者全員が転居または転出したとき	上記割合と同じ

#### 6 報告、調査、確認等

- ① 報告 必要があるときは、申請者等に報告を求める。
- ② 調査 担当職員に現地調査等を行わせることができる。
- ③ 確認 居住の確認をするため、居住者全員の同意を得て、住民基本台帳による確認をさせることができる。

#### 7 その他（委任）

要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。